

日本マイコトキシン学会会則

〔総則〕

- 第1条 本会は日本マイコトキシン学会と称する。
- 第2条 本会は、マイコトキシンに関する知識の交流と、研究推進を円滑にし、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 会員の知識向上のため、年2回の学術講演会等の学術集会の開催
 - (2) 会員相互の親睦をはかるための集会の開催
 - (3) 会誌の発行と配布
 - (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

〔会員〕

- 第4条 本会の趣旨に賛成して加入したものを会員とし、その種別は以下のとおりとする。
- (1) 正会員 マイコトキシンの研究に関心を有する個人
 - (2) 学生会員 大学あるいは大学院等に在籍し、マイコトキシンの研究に関心を有する学生（ただし正会員になることを妨げない）
 - (3) 賛助会員 学会の趣旨に賛同する団体
 - (4) 名誉会員 学会の発展に功績をあげた者で、幹事会において推薦され、総会で承認を受けた者
- 第5条 本会に正会員、学生会員あるいは賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。
- 第6条 会員は本会の会則に従い、本会の運営に協力し、会費を納入する義務を負う。但し、会費の額及び納入方法は付則に定める。
- 第7条 会員は本会が主催する学術講演会において研究成果の発表を行うことができる。
- 第8条 会員は会誌の配布を受ける。
- 第9条 会員が正当な理由なく会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じないときは会員資格を喪失する。

〔役員〕

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- (1) 幹事 若干名
 - (2) 監事 2名以内
- 幹事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を事務局長とする。

〔役員を選任〕

- 第11条 正会員から推薦を受けた候補者から、幹事会で会長を選出する。
- 第12条 会長は正会員からなる役員選考委員会を組織し、幹事及び監事を選出する。
- 第13条 役員を選任について総会で決議する。
- 第14条 役員任期は2年とする。但し、重任あるいは再任は妨げない。

〔総会〕

- 第15条 年1回、会員総会を開催する。
- 第16条 総会は正会員をもって構成する。
- 第17条 総会は次の事項について決議する。
- (1) 会長の選任
 - (2) 幹事および監事の選任ならびに副会長および事務局長の指名
 - (3) 事業計画
 - (4) 前年度決算
 - (5) 予算案
 - (6) その他幹事会において総会に付した事項
- 第18条 総会の議長は会長が務める。
- 第19条 総会の決議は、正会員の5分の1が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。但し、会則の改正は出席した正会員の3分の2以上をもって行う。

- 第20条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書面あるいは電子書面を提出しなければならない。

〔幹事会〕

- 第21条 幹事は幹事会を構成し、本会の会務一般の具体的事項を審議決定するとともにそれを執行する。
- 第22条 幹事会の決議は、幹事の過半数が出席し、その3分の2をもって行う。

〔監事〕

- 第23条 監事は、幹事の職務の執行を監査するとともに、本会の会計を監査する。また、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

〔助言者〕

- 第24条 幹事会は、本会に功績のあった正会員若干名を助言者として指名し、幹事会において助言を求めることができる。

〔表彰〕

第25条 本会は、すぐれた研究業績に対して学術賞の授賞を行う。

〔付則〕

1.会計年度

本会の会計年度は1月1日～12月31日までとする。

2.会費

正会員は年 4,000円, 学生会員は年 1,000円, 賛助会員は年1口15,000円以上を前年度12月末日までに前納する。名誉会員は会費を納めることを要しない。

3.事務局

本学会の事務局を以下に置く

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町 3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所

衛生微生物部第4室

電話：044-270-6574

4.施行日

この改正は、平成30年8月24日から施行する。